

栃木県アイスホッケー連盟規約

(1977年 9月26日 制定)

(1997年 7月14日 一部改正)

(2006年 6月23日 一部改正)

(2014年 7月14日 一部改正)

(2019年 7月25日 一部改正)

(2023年 7月14日 一部改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、栃木県アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所を栃木県日光市所野2854番地先日光霧降スケートセンター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、栃木県におけるアイスホッケー界を統括し、かつ、これを代表する団体として、栃木県のアイスホッケー（以下「県内アイスホッケー」という。）の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 栃木県におけるアイスホッケー界を代表し、公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「日ア連」という。）及び公益財団法人栃木県スポーツ協会（以下「栃ス協」という。）に加盟すること。
- (2) 県内アイスホッケーに関する諸規定を制定すること。
- (3) 県内アイスホッケーに関する資料の収集及び保存並びに広報活動を行うこと。
- (4) 県内アイスホッケー競技者を認定し、登録すること。
- (5) 県内アイスホッケー競技施設又は用器具等の研究指導又は公認すること。
- (6) アイスホッケーに関する県内競技会又は国内若しくは国際競技会（以下次項において「県外競技会」という。）を開催すること。
- (7) アイスホッケーに関する県外競技会へ選手又は役員を選考し、派遣すること。
- (8) 県内アイスホッケー選手の競技力を向上させること。
- (9) 県内アイスホッケーに関する技術の調査研究をすること。

- (10) 県内アイスホッケーの普及奨励及び指導者の養成をすること。
- (11) 県内アイスホッケー審判員の養成及びその資格の認定をすること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、本連盟の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本連盟の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産より生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品、賛助金
- (5) 加盟団体分担金、登録料
- (6) 県及び地方自治体、公共団体の補助金
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第6条 本連盟の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種類とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 本連盟の資産は会長が管理し、現金は理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により会長が保管する。

(財産処分の制限)

第8条 財産は譲渡し、交換し、担保に供してはならない。ただし、本連盟の事業遂行上やむを得ない理由があるときは理事会の議決を経て、かつ会長の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 本連盟の事業遂行に要する経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎会計年度開始前、理事会が編成し、定時総会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合は理事会の議決を経なければならない。

(収支決算)

第11条 本連盟の収支決算は理事会が作成し、事業報告書とともに監事の意見を付け、定時総会の議決を経なければならない。この収支決算に余剰金があるときは理事会の議決を経て翌年度に繰越しするものとする。

(会計年度)

第12条 本連盟の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第4章 役員

(役員)

第13条 本連盟には次の役員を置く。

- ・会長 1名
- ・副会長 若干名
- ・理事長 1名
- ・副理事長 若干名
- ・理事 20名以内
- ・監事 2名
- ・各委員長 各1名
- ・副委員長 若干名
- ・各委員 各若干名

(役員を選任)

第14条 本連盟の役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長は、総会において推挙し決定する。
- (2) 副会長は、会長が推薦し決定する。
- (3) 理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。
- (4) 副理事長は、理事長の推薦により会長が委嘱する。
- (5) 理事は、総会において推挙し決定する。
- (6) 監事は、総会において推挙し決定する。
- (7) 各委員長は、理事長が推薦し会長が委嘱する。
- (8) 各委員は、各加盟団体代表者の推薦により理事会で決定し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第15条 本連盟の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し又はその職務を行う。
- (3) 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき本連盟の業務を掌理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理し又はその職務を行う。
- (5) 会計理事は、本連盟の会計に関する事務を掌理する。
- (6) 理事は、理事会を組織して本連盟の業務を議決し執行する。
- (7) 監事は、本連盟の会計を監査する。
- (8) 各委員長は、各委員会を代表し所属部門を管理する。
- (9) 各委員は、各委員会を組織し業務を執行する。

(役員任期)

第16条 本連盟の役員任期2年とし、再任は妨げない。改選期は総会とする。

2 補欠又は増員により再任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員定年)

第16条の2 役員は就任時において、その年齢が満73歳未満でなければならない。ただし、当該役員就任に関し特別な理由がある場合はこの限りではない。

(役員解任)

第17条 役員は次の各号の一に該当するときは、理事現在数の3分の2以上の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第5章 名誉会長・顧問・参与

(名誉会長・顧問・参与)

第18条 本連盟に名誉会長・顧問・参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。名誉会長は会議に出

席し意見を述べることができる。

3 顧問は、本連盟の会長又は副会長であったもの及びアイスホッケーに関する功労者の中から理事会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は会長及び理事会の諮問に応ずる。

4 参与は、本連盟の理事3期以上勤めた者又はアイスホッケー界に功労のあったものの中から理事会で推薦し会長が委嘱する。参与は理事会の諮問に応じる。

第6章 機関

(機関)

第19条 本連盟に次の機関を置く。

- ・ 総会
- ・ 理事会
- ・ 各委員会
- ・ 事務局

(総会)

第20条 総会は本連盟の最高機関で、本連盟の運営に関する重要な事項を審

議決定する。

(総会の招集等)

第21条 総会は第4章第13条の役員(会長・副会長・理事長・副理事長・理事・監事・各委員)をもって構成する。

2 総会は会長が招集し、議長となる。

3 定時総会は、毎年1回開催する。ただし、会長並びに理事現在数の3分の1

以上の招集要請があった場合は、臨時総会を開催することができる。

4 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の定足数等)

第22条 総会は第4章第13条の役員の出席者によって議事を開き、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は議長が決する。

(総会の審議事項)

第23条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

(1) 第2章第4条に基づく各種報告並びに計画事項

(2) 決算の承認並びに予算の審議に関する事項

(3) 役員決定・承認

(4) 規約改正に関する事項

(5) その他重要事項

(理事会の招集等)

第24条 理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・理事をもって構成し、毎年3回以上会長の承認を得て理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議を付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、臨時理事会を開催しなければならない。

2 理事長は理事会の議長となる。

(理事会の定足数等)

第25条 理事会は理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、理事が理事会に出席できないときは当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2 理事会の議事は出席者理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

3 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権はない。

4 理事会は、本連盟の全般を総覧し業務を議決執行する。

5 緊急の要ある事項に限り、理事長は会長の承認を得てこれを専決処理することができる。ただし、この場合は直近の理事会に報告し、了承を求めなければならない。

6 理事会は必要に応じ、各種小委員会を設けることができる。

(理事会の審議事項)

第26条 理事会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 第2章第4条に基づく各種事業計画の策定
- (2) 予算・決算の審議作成
- (3) 加盟・脱退に関する事項
- (4) 日ア連に派遣する評議員の推薦に関する事項
- (5) 各種競技会及び代表選手役員に関する承認事項
- (6) 各種会議派遣に関する事項
- (7) その他重要事項
(委員会の招集等)

第27条 各委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会長・副会長・理事長・理事は委員会に出席して意見を述べるができる。
- 3 各委員会は、別に決める専門の業務を執行する。
- 4 各委員長は、緊急の要ある事項に限り、理事長の承認を得てこれを専決処理することができる。ただし、この場合は直近の委員会に報告し、了承を求めなければならない。

(事務局)

第28条 本連盟に事務局を置き、次の業務を行う。

- (1) 事務局は、各委員会の決定に基づく事務事項を処理する。
- (2) 事務局員は、会長が委嘱する。
- (3) 事務局員は、各種会議に出席し議事録を作成する。ただし、議決に参加

す

ることはできない。

(議事録)

第29条 全ての会議には議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印のうえこれを事務局に保存する。

第7章 委員会

(総務委員会)

第30条 本連盟に総務委員会を置き、分担業務は次のとおりとする。

日ア連並びに栃ス協等関係機関との連絡・折衝に関する事項、本連盟の規約の研究・審議・立案等に関する事項、本連盟の組織の総括、人 事に関する事項、顧問・参与の委嘱、解嘱に関する事項、会議に関する事項、栄章・記章の作成に関する事項、式典・行事等の企画・準備・実施に関する事項、物品の調達・管理に関する事項、役員の出張に 関

の
内
事
会
する事項、県内に対する広報宣伝に関する企画・実施・定期刊行物の発行、新聞・雑誌・放送等報道機関との連絡折衝に関する事項、県外の各種競技会の記録及び各種情報資料の収集・整理・保管、会計事務の執行に関する事項、資金の調達に関する事項、その他の委員会に属しない事項。

(強化普及委員会)

第31条 本連盟に強化普及委員会を置き、分担業務は次のとおりとする。
養
作
成
る
る
学
競技力向上に関する基本方針の策定、各種強化の企画運営、コーチ養成に関する事項、コーチ会議・研修会の企画・実施、強化指導書の作成、県内外派遣コーチ・選手の選考に関する事項、普及指導に関する行事・催物の企画実施に関する事項、指導者の養成及び研修に関する事項、指導書・テキスト等の作成に関する事項、小学生・中学生等童に対する普及指導。

尚、インラインも同委員会に属し、分担業務は同様とする。

(レフェリー委員会)

第32条 本連盟にレフェリー委員会を置き、分担業務は次のとおりとする。
判
審
関
ルールブックの研究、審判員組織の確立及び統括に関する事項、審判員の指導、技術向上に関する各種事業の企画・実施に関する事項、審判員の公認に関する事項、日ア連レフェリー委員会との連絡折衝に関する事項。

(競技事業委員会)

第33条 本連盟に競技事業委員会を置き、分担業務は次のとおりとする。
項、
員・
補助役員等の掌握・召集に関する事項、登録資格に関する事項。

(その他の委員会)

第34条 本連盟の事業遂行のために必要があるときは、理事会の議決に基づき第30条から第33条までに規定する委員会以外の委員会を置くことができる。

2 前項の規定に基づき設置することができる委員会の運営に関する規則は、理事会の議決を経て定める。

第8章 加盟団体及び加盟

(加盟団体)

第35条 加盟団体とは、その団体が県内に事務所をもちアイスホッケー同好者10名以上をもって組織されるものをいう。

(加盟)

第36条 本連盟の趣旨に賛同する団体は、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

(加入団体の種別)

第37条 チームのカテゴリーは次のものとする。

- ① 一般団体及び大学同好会
- ② オールドタイマー・45歳以上の選手で編成される団体
- ③ 単独の大学を代表する団体
- ④ 単独の高校を代表する団体及び高校生で編成される団体
- ⑤ 単独の中学校を代表する団体及び中学生で編成される団体
- ⑥ 単独の小学校を代表する団体及び小学生で編成される団体
- ⑦ 女子選手で編成される団体
- ⑧ 上記チームに属さない加盟団体役員

第9章 登録

(登録の種類)

第38条 本連盟の登録は、加盟団体登録と会員登録の2本立てとし、毎年更新するものとする。加盟団体は、毎年定められた登録日までに所定の手続きを終えなければならない。

(登録料)

第39条 登録料は別紙のとおりとし、本連盟に納められる即納の加盟登録料及び会員登録料はいかなる理由があっても返還しない。

(1) 加盟団体登録料

- ① 社会人・大学同好会
- ② 45歳以上
- ③ 大学
- ④ 高校生・高校とクラブチーム
- ⑤ 中学生・中学校とクラブチーム
- ⑥ 小学生・小学校とクラブチーム

- ⑦ 女子のみのチーム
- ⑧ チームに属していない連盟役員のみ

(2) 会員登録料

- ① 社会人・大学同好会
- ② 45歳以上
- ③ 大学
- ④ 高校生・高校とクラブチーム
- ⑤ 中学生・中学校とクラブチーム
- ⑥ 小学生・小学校とクラブチーム
- ⑦ 女子のみのチーム
- ⑧ チームに属していない連盟役員のみ

(会員)

第40条 会員はチームを通じて本連盟への登録申請を行い、資格審査を経て本連盟に登録されたものをいう。

(登録申請)

第41条 登録申請は加入団体ごとに、所定の登録用紙2部に会員名その他を記入し、本連盟に提出する。

(登録の効力)

第42条 登録は、本連盟に登録申請及び登録料納入が確認された時点で効力が発生する。ただし、内容に不当又は不備が発見された場合にはこの限りではない。

(重複登録)

第43条 会員は選手として2つ以上のチームに登録することはできない。ただし、一般団体とオールドタイマー、若しくは女子選手で編成される団体とオールドタイマーに限り、選手の重複登録することができる。

- 2 選手はスタッフとして同一チーム又はその他のチームに登録することができる。
- 3 重複登録を行う会員は、全ての登録について登録料を納付しなければならない。同一チームにおける重複登録も同じとする。ただし、スタッフとして2つ以上のチーム登録する場合の登録料は1チームからのみとする。
- 4 アイスホッケーとインラインホッケーの登録は重複とみなさないものとする。

(所属チームの変更)

第44条 会員は、登録更新又は登録年度途中にかかわらず、所属チームを変更しようとするときは、前所属チームの承諾を得て、登録変更承諾書を連盟に提出しなければならない。

- 2 チームの変更は、前所属チームから転出手続きがなされ、新所属チームから転入手続きがなされ本連盟が承認することで成立する。
- 3 学校の卒業及び入学による所属チームの変更は、登録年度途中の変更として行われなければならない。

4 登録更新又は登録年度途中にかかわらず、チーム変更の際は新所属チームの登録料を納付しなければならない。

(加盟団体の名称の変更)

第45条 加盟団体が本連盟加盟時に登録した名称を変更するときは、登録変更手続きをしなければならない。

(資格取消)

第46条 加盟団体及び会員は、次の理由によって資格を取消す。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

(脱退)

第47条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事現在数の過半数の同意を得なければならない。

(加盟団体の解散)

第48条 加盟団体が解散したときは、直ちに会長に報告しなければならない。
(除名)

第49条 加盟団体及び会長は、次の事由によって除名とする。

- (1) 本連盟の名誉に傷をつけ又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 加盟団体登録料及び会員登録料を2年以上滞納したとき。

(登録規定違反)

第50条 加盟団体及び会員が規程に違反した場合、1年を限度とする加盟団体資格及び会員資格の停止又は保留処分を科することがある。

第10章 補則

(委任)

第51条 登録規定については、別に定めるところによる。

第52条 栃木県アイスホッケー連盟競技規程については、別に定めるところによる。

附 則

この規約は、1977年9月26日から施行する。

附 則

この規約は、1997年7月14日から施行する。

附 則

この規約は、2006年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、2014年7月14日から施行する。

附 則

この規約は、2019年7月25日から施行する。

附 則

この規約は、2023年7月14日から施行する。

別紙

登録料（第39条関係）

加盟団体登録料

カテゴリー	登録料	
	栃ア連	日ア連
社会人・大学同好会	10,000	10,000
45歳以上	10,000	10,000
大学	5,000	5,000
高校生・高校とクラブチーム	2,500	2,500
中学生・中学校とクラブチーム	1,500	1,500
小学生以下・小学校とクラブチーム	1,500	1,500
女子のみのチーム	5,000	5,000
チームに所属していない連盟役員のみ	無料	無料

会員登録料

カテゴリー		登録料	
		栃ア連	日ア連
18歳以上	当該年4月2日に満18歳を迎えているもの	2,000	2,000
15歳以上 18歳未満	当該年4月2日に満15歳を迎えていて満18歳に満たないもの	1,000	1,000
15歳未満	当該年4月2日に満15歳に満たないもの	500	500